

シリ丹バレー推進協議会  
丹波型事業共創コミュニティ形成事業  
企画提案コンペ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域課題の解決に資するビジネスや地域資源を活かしたビジネスの創造を促進するため、地区（小学校区等）単位での自律分散型<sup>※1</sup>オープンイノベーション<sup>※2</sup>の仕組みを構築する「丹波型事業共創コミュニティ形成事業」業務委託（以下「業務委託」という。）にかかる、企画提案コンペの実施に関して、必要な事項を定める。

※1 自律分散型（組織）：社長や管理職のような中央集権者が存在せず、全てのメンバーが各々の判断や意思決定に基づいて行動できる（組織の）こと。

※2 オープンイノベーション：異業種、異分野が持つ技術やアイデアなどを組み合わせ、革新的な取組を行うこと。

(業務の内容)

第2条 業務内容は、「丹波型事業共創コミュニティ形成事業企画提案コンペ仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(予算額)

第3条 業務委託の予算額は、5,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(企画提案コンペ募集方法及び参加資格)

第4条 企画提案コンペに参加する者は、公募により募集する。

2 企画提案コンペに参加できる者は、仕様書に定めるとおりとする。

(企画提案に必要な書類)

第5条 企画提案コンペに必要な書類等は、仕様書に定めるとおりとする。

(審査会の設置及び構成)

第6条 企画提案コンペの参加者の指名、提案内容の審査及び契約の相手方の特定について審議を行う合議制審査機関として、「シリ丹バレー推進協議会企画提案コンペ審査会」（以下「審査会」）を設置する。

2 審査会の組織及び運営方法については、別に定めるところによる。

(契約相手方の特定)

第7条 契約相手方の特定に当たっては、審査会の審議を経るものとする。

2 企画提案コンペの参加者に事業に関する企画書による提案を求め、別に定める審査方法及び審査基準によりその内容を審査して契約の相手方を特定する。

(事務局)

第8条 事務局は、シリ丹バレー推進協議会事務局（丹波県民局県民交流室地域共創課）に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月8日から施行する。

2 この要領は、契約の相手方を特定し、業務委託契約が締結されたときにその効力を失う。